

○倉敷市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則

平成30年1月16日

規則第2号

改正 令和2年8月3日規則第73号

改正 令和6年3月26日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の施行に関し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号。以下「基準」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（平成29年国土交通省告示第965号）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(共同居住型賃貸住宅の登録申請戸数)

第2条 法第9条の規定により基準第1条の共同居住型賃貸住宅の登録を申請する場合の法第9条第1項第3号の戸数は、当該共同居住型賃貸住宅の入居者ごとの専用部分の数とする。

(登録の通知)

第3条 法第10条第3項の規定による通知は、所定の登録通知書により行う。

(基準不適合の通知)

第4条 法第10条第4項の規定による通知は、所定の登録基準不適合通知書により行う。

(登録拒否の通知)

第5条 法第11条第2項の規定による通知は、所定の登録拒否通知書により行う。

(登録簿の閲覧)

第6条 法第10条第2項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を法第13条の規定により一般の閲覧に供する場所（以下この条において「閲覧場所」という。）は、倉敷市建設局建築部住宅課とする。

2 登録簿の閲覧日は、倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）第1条第

1 項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 登録簿は、閲覧場所から持ち出してはならない。

4 市長は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録簿の管理のため特に必要があると認めるときは、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(1) 前項の規定に違反したとき。

(2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

(廃止の届出)

第7条 法第14条第1項の規定による届出は、所定の廃止届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、廃止の内容が確認できる書類を添付するものとする。

(報告)

第8条 市長は、法第8条の登録を受けた賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）を賃貸する事業（以下「登録事業」という。）の管理監督上必要があると認めるときは、法第22条の規定により、登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）又は登録事業者から登録住宅の管理等を委託された者に対し、登録事業の管理状況について、所定の管理状況報告書により市長に報告するよう求めることができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、法第22条の規定により、登録事業に関し必要な報告を求めることができる。

(登録の取消しの通知)

第9条 法第24条第3項の規定による通知は、所定の登録取消通知書によるものとする。

(書類の保存)

第10条 登録事業者は、次に掲げる書類について、登録事業の廃止の届出をするまで保存するものとする。

(1) 登録の申請及び登録事項等の変更に係る書類の写し

(2) 第3条に規定する所定の登録通知書

(3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月3日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。